

令和8年度

総 会 議 案 書

大阪市立小中学校事務研究会

## 令和 8 年度 総会

### 議事

- (1) 令和 7 年度 事業報告
- (2) 令和 7 年度 会計決算報告
- (3) 令和 7 年度 監査報告
- (4) 令和 8 年度 役員等選出について
- (5) 令和 8 年度 事業計画（案）
- (6) 令和 8 年度 会計予算（案）

## 令和7年度 事業報告

令和7年度は、前年から続く物流体制の変化や物価・人件費の上昇の影響が依然として見られ、教育環境の維持と更なる整備に向け、より一層計画的な予算管理と調達事務が必要となるなど、課題への継続的な対応が求められました。また、デジタル化の進展や働き方改革の推進、子どもを取り巻く環境の多様化など、社会の変化への対応も求められました。このような状況においても、子どもの学びを確実に保障し、安心・安全な学校生活を維持するため、質の高い公教育の再生と持続可能な学校運営の実現に向けた取組が進められました。

本市の学校事務職員においては、令和5年度から全市実施された共同学校事務室が3年目を迎え、設置目的に沿って規則や要綱に定められた業務が、着実に進められてきました。

そのようななか、大阪市内小中学校学校事務研究会（以下、市事研）は、新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割として、総務・財務事務において知識や経験を最大限に活かし、綿密な計画性や的確な判断力をもって積極的かつ主体的に学校経営に参画することや、共同学校事務室における組織的な業務への取組等を踏まえながら、より効果的で効率的な学校事務のあり方を探求するため、研究課題を「組織として考える学校教育と学校事務」としました。そして、活動の三本柱である「次代の学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」を中心に研究会活動を進めました。

8月に滋賀で開催された第57回全国公立小中学校学校事務研究大会においては、「組織を通して考える学校教育と学校事務」－やったるで！！子どもたちの笑顔と未来のために－をテーマに、市事研が第5分科会を担当しました。時代に即した学校事務職員の果たすべき役割と学校事務のあり方について、これまで進めてきた研究の成果と、大阪市の学校事務職員が築きあげてきた実績を基に、市事研の考える「学びの環境整備」について研究発表を行いました。その後のグループワークでは、「学校事務職員における『人材の育成』について」をテーマに、各地域における取組や課題について活発な意見交換が行われました。各グループの発表内容は回答フォームにより集約し、参加者が今後人材育成を推進していく際の参考となるよう、大会終了後に市事研ホームページに掲載しました。講評では「共同学校事務室とこれからの学校事務」と題して、茨城大学 教育学部 教授 加藤 崇英 様よりご講演いただきました。学校教育が社会から期待されていることや教育施策の動向などを注視することの重要性、学びの保障や教育のデジタル化などについてお話いただきました。また、グループワークのテーマとした「人材育成」における力量形成や、リーダーの役割などについてもお話をいただき、人材育成の推進にあたって多くの学びを得る機会となりました。

12月には「宿泊行事にかかる事務について」と題して、実務研修会を開催しました。宿泊行事にかかる各業務について、行事实施に当たり様々な業務が関係していることから、必要な事務処理を確認することで適切な事務手続を行えるようにすること、実務事例を通じて、より円滑に業務を進められるようにすることを目的として行いました。

ホームページについては、会員の皆様に、より便利にご活用いただけるよう、研究集録や実務研修会資料、転任個人報告書など、日常業務で活用できる資料を掲載し、定期的に更新を行いました。ホームページの運営に当たっては、より見やすいホームページをめざし、必要な情報へ容易にアクセスできるよう、レイアウトの調整や掲載順の入替、データの整理などを随時行いました。

## 1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。令和7年度は、次のとおり開催しました。

開催日	令和7年5月23日（金）
会場	大阪市立港区民センター
議事	(1) 令和6年度 事業報告 (2) 令和6年度 会計決算報告 (3) 令和6年度 監査報告 (4) 令和7年度 役員等選出について (5) 令和7年度 事業計画（案） (6) 令和7年度 会計予算（案）

## 2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究や研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

年 月 日	会 場	内 容
7. 7. 14	大阪市総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の活動について</li> <li>・ 業務連絡 備品の棚卸しについて等</li> </ul>
8. 2. 26	大阪市立開平小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正予算について</li> <li>・ 役員等選出委員会の設置について</li> <li>・ 今年度の活動について</li> <li>・ 第57回全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）について</li> <li>・ 業務連絡 令和8年度予算執行計画について等</li> </ul>

### 3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催するなど、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

### 4 事務局

〔活動内容〕

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

事務局は、各専門部との連携や、全事研・近事研・府事研との連携をはじめとした、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

また、市事研究会報「市事研 おおさか 翔」第 256～261 号を発行し、総会、幹事会、専門部主管の研修会等に関する案内や報告、本会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の案内などを掲載しました。会員のみならず所属長や関係機関等にも配付することで、市事研の活動について広く周知を図りました。

ホームページについては、会報や研修会等の案内を掲載するとともに、研究集録や実務研修会資料、文書分類用ラベルなど、会員が業務で活用することができる資料を掲載しました。

発行物	内容等
会報 (256号) 令和7年6月12日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長あいさつ</li><li>・第57回全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）について</li><li>・専門部員募集</li><li>・ホームページ「資料掲載」ページへのログイン方法について</li></ul>
市事研ホームページ「資料掲載」ページのユーザー名及びパスワード	令和7年度の会費納入者へ発送
会報 (257号) 令和7年7月17日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・第57回全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）について</li><li>・研修会及び令和7年度総会報告</li><li>・令和7年度 役員、事務局専門部員、監査委員名簿</li><li>・令和7年度 幹事会名簿</li><li>・令和7年度 第1回幹事会報告</li></ul>
会報 (258号) 令和7年9月30日発行	<ul style="list-style-type: none"><li>・第57回全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）報告</li><li>・第42回政令指定都市学校事務職員研究協議会報告</li></ul>

会報 (259号) 令和7年11月19日発行	・実務研修会案内 ・関係団体主催研修会等参加報告
会報 (260号) 令和8年1月27日発行	・会長あいさつ ・実務研修会報告 ・関係団体主催研究大会等参加報告
会報 (261号) 令和8年3月2日発行	・令和7年度 第2回幹事会報告 ・全事研評議員会報告 ・文書分類用ラベル作成手順
転任個人報告書	各所属へ発送（ホームページにも掲載）
文書分類用ラベル	ホームページに掲載

## 5 専門部

### ◆ 研究部

〔活動テーマ及び方針〕

#### (1) 学校事務職員に求められる役割についての研究

より質の高い学校教育目標の達成をめざすためには、すべての学校において基礎基本となる業務が適正に行われるよう、事務の標準化や平準化と学校事務職員全体の資質向上を図っていく必要があります。令和7年度開催の全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）の大会テーマである「学びの環境整備」について、昨年度に引き続き、人材育成やキャリア形成の観点から、共同学校事務室での取組事例を基に「学校事務職員の組織における人材育成」と「これからの学校事務職員の役割と学校事務のあり方」を柱に研究を進めます。

#### (2) 業務改善に関する研究

日々の業務と共同学校事務室の双方の視点から、学校事務の領域全般を視野に入れ、更なる学びの環境整備のための取組と適切な事務処理に向けた実務実践を進め、より効果的・効率的な業務改善について研究を行います。

#### (3) 学校事務の調査及び統計

- ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

〔活動内容〕

令和7年7月31日～8月1日に行われた全国小中学校事務研究大会（滋賀大会）において、市事研が担当した第5分科会では、「組織を通して考える学校教育と学校事務－やったるで！子どもたちの笑顔と未来のために－」と題し、

学びの環境整備に向けて学校事務職員が「学校財務運営」において果たすべき役割と、それを広げていくための学校事務職員による「組織的な学校経営への参画」及び「人材の育成」について、これまで継続的に進めてきた研究内容を基に提案しました。

グループワークでは、「今後、学校事務職員はどのようにして組織的な人材育成を図っていくべきだと考えるか」などをテーマに討議し、二次元コードを活用したグループ発表を行いました。各グループにおいては、それぞれの参加者が自地域で抱える人材育成の課題や、実施状況などを情報交換したうえで、他都市における実施状況などについて質疑応答しながら、今後進めていくべき人材育成の取組内容等について、活発な意見交換が行われました。

全国大会の発表を通して得た学びや経験を活かし、今後も時代に沿った「これからの学校事務職員の役割と学校事務のあり方」について研究を進めます。

#### ◆ 研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 業務能力を高める研修

より効果的・効率的に業務を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を有する講師を招いた研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

〔活動内容〕

活動テーマ及び方針に基づき二つの研修会を行いました。

5月の研修会では講師をお招きし、「説得力向上研修」と題してご講演いただきました。「三角ロジック」の活用方法や「アサーティブコミュニケーション」について解説していただきました。また、実際にどのようなことを意識して対応すれば良いかなど、相手に説明を行う際に必要となる知識や心構えについて、具体例を基にお話しいただきました。研修の後半では学んだ内容を基に、実践形式のグループワークを行いました。

12月には、宿泊行事にかかる事務について実務研修会を開催しました。宿

泊行事にかかる各業務を横断的にまとめた資料とパワーポイントを用いて、時系列に沿って説明を行いました。研修の途中では事例問題を出し、会員同士で意見交流する場を設けました。「T o D o リスト」については、資料に掲載の内容に加えて、締切日や完了日を入力できる欄を設け、タスク管理にも活用できる仕様とし、後日ホームページへ掲載しました。

#### 〔研修内容〕

- (1) 研 修 会 「説得力向上研修」  
開 催 日 令和7年5月23日（金）  
対 象 市事研会員  
講 師 F P M - α  
専任講師 佐久本 優子 様  
内 容 相手に説明する際の心構え 等
- (2) 実務研修会 「宿泊行事にかかる事務について」  
開 催 日 令和7年12月4日（木）  
対 象 市事研会員  
内 容 宿泊行事にかかる事務の実務研修

## 6 第57回全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）

第57回全国公立小中学校事務研究大会（滋賀大会）において、市事研が第5分科会を担当しました。

- 大会テーマ 「学びの環境を創造する学校事務」  
－三方よしで 学校まるごと ウェルビーイング－  
日 程 令和7年7月31日（木）～8月1日（金）  
※分科会は8月1日（金）  
分科会テーマ 「組織を通して考える学校教育と学校事務」  
－やったるで！！子どもたちの笑顔と未来のために－  
分科会会場 ピアザ淡海 ピアザホール

## 7 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）  
定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和6年度 事業報告
- ② 令和6年度 決算報告及び監査報告
- ③ 会長・副会長及び監査の選出
- ④ 令和7年度 常任理事の承認
- ⑤ 令和7年度 事業計画（案）
- ⑥ 令和7年度 予算（案）
- ⑦ 規約改正

- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）  
代議員会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 会則の改正について（案）
- ② 令和 6 年度 事業報告及び監査報告
- ③ 令和 6 年度 会計決算及び監査報告
- ④ 令和 7 年度 事業計画（案）
- ⑤ 令和 7 年度 会計予算（案）

- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）  
定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和 6 年度 事業報告について
- ② 令和 6 年度 会計決算報告並びに監査報告について
- ③ 令和 7 年度 役員等の選出について
- ④ 令和 7 年度 事業計画について
- ⑤ 令和 7 年度 会計予算について

- (4) 政令指定都市学校事務職員研究協議会

相模原市において開催されました。

主管団体からの提案資料を基に、各市の取組等についての討議や意見交換を行いました。また、それぞれの単位研究会の研究研修活動の報告や情報交換を行い、その成果を共有しました。

- ① 政令指定都市の学校事務職員の現状と今後について
- ② 研究活動の継続
- ③ スキルアップにつながる研修

## 令和7年度 会計決算書

令和7年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

### 1 収入の部 (単位:円)

項目	予算額	補正予算額	予算現額	決算額	説明
会費	598,000	-121,000	477,000	477,000	1,000円×477名
補助金	200,000	172,000	372,000	372,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金 全事研分科会運営補助金
前年度繰越金	186,697	0	186,697	186,697	
雑収入	3	300,332	300,335	300,335	銀行預金利息、広告収入
合計	984,700	351,332	1,336,032	1,336,032	

### 2 支出の部 (単位:円)

項目	予算額	補正予算額	予算現額	決算額	説明	
報償費	72,000	-3,340	68,660	68,660	研究大会講師謝礼	
需用費	消耗品費	99,700	67,145	166,845	運営・活動用消耗品等 事務局 166,845 円 研究部 0 円 研修部 0 円 研究大会 0 円	
	印刷製本費	330,000	-800	329,200	329,200	全事研大会記録集、実務研修会資料等印刷
運営費	5,000	-5,000	0	0		
役務費	通信運搬費	35,000	-21,536	13,464	13,464	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等
	筆耕翻訳料	60,000	-27,000	33,000	33,000	研修会手話通訳料
使用料	会場使用料	64,000	-4,850	59,150	59,150	実務研修会等会場使用料
	貸借料	33,000	0	33,000	33,000	ホームページサーバー料
負担金	105,000	-5,000	100,000	100,000	全事研会費、府事研会費	
旅費	181,000	-91,860	89,140	89,140	全事研評議員会、政令指定都市研会議交通費等	
予備費	0	0	0	0		
次年度繰越金	0	443,573	443,573	443,573		
合計	984,700	351,332	1,336,032	1,336,032		

# 令和7年度 監査報告

## 1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第25条の規定により、幹事会等に出席し監査を行いました。

令和7年度の事業計画のとおり、事務局及び各専門部が、会則第2条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

## 2 会計監査報告

令和7年度会計について、会則第25条の規定により、帳簿等の監査を令和8年4月27日に行いました。

令和7年度会計決算書のとおり、会則第39条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

令和8年4月27日

監査委員	森	憲一郎	㊟
監査委員	大舌	理恵	㊟

(印影省略)

# 令和 8 年度 事業計画（案）

## I 国の情勢

令和 8 年度の文部科学省予算は、前年度予算より 6.7%増の 5 兆 8,809 億円となり、うち文教関係予算については 4 兆 5,981 億円で、前年度より 3,699 億円の増額となりました。

文教関係予算のポイントとしては、「質の高い公教育の再生」に向けて、学校における働き方改革推進のための教師を補助する支援スタッフの配置充実や、教育 D X を支える基盤的ツールの整備・活用や教育データの利活用の推進等に重点が置かれています。また、「誰もが学ぶことができる機会の保障」として、今日的課題となっている多様な児童生徒の学びの保障や教育の充実についても引き続き重点項目の一つとなっています。

施行期間を令和 9 年度までとする現行の第 4 期教育振興基本計画については、我が国の教育をめぐる現状・課題・展望を踏まえ、教育政策における総括的な基本方針として、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の 2 点が掲げられています。

将来の予測が困難な時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成に向けて、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校教育活動等に取り入れていく必要があると示されています。また、社会全体のデジタルトランスフォーメーション、メタバース活用等が加速していく中で、教育の分野においても I C T の活用を日常化させるなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠であると示されています。そのため初等中等教育においても、学習基盤となる資質・能力としての情報活用能力育成や、教師の指導力向上・I C T 環境整備の更なる充実が求められており、デジタル教科書等の活用の推進、校務 D X を通じた教育データの利活用や学校における働き方改革にも取り組む必要があると示されています。

## II 大阪市の情勢

本市においては現在、令和 6 年度から令和 9 年度を取組期間とする「新・市政改革プランー未来へつなぐ市政改革ー」に沿って、D X 推進、官民連携、業務効率化、働き方改革などを通じた、持続可能な行財政基盤の構築、市民サービスの向上と Q o L（生活の質）の向上などを進めています。平成 12 年以降人口増加傾向が続いていますが、少子高齢化が着実に進行しており、今後は人口減少に転じることが見込まれているほか、社会状況の変化などに伴い、本市の各行政分野で新たな行政課題が発生することも想定されています。こうした状況に鑑み、成長戦略による税収確保とともに、持続可能な財政構造を構築し、社会・地域課題に対応する市民サービスの充実を図るため、「未来へつなぐ市政改革」の実現をめざしています。

教育に関連しては、令和 8 年 3 月末に、令和 8 年度から令和 11 年度までを期間とする「大阪市教育振興基本計画」が改訂され、令和 22 年以降の社会を見据えた基本的な目標及び施策の大綱や、目標達成に向けた具体的な施策の内容が示されました。

計画の基本理念としては、全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざすとともに、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざす、としています。また、その基本理念のもと、「安全・安心な教育の推進」、「未来を切り拓く学力・体力の向上」、「学びを支える教育環境の充実」の 3 点を最重要目標として掲げ、様々な施策に反映しています。

本市では、教育振興基本計画及び学校教育 ICT ビジョンにおいて、教育 DX の推進及び教員・児童生徒による ICT の積極的・効果的な活用が必要であるとしています。その実現のためには、学校園の教職員や、教育委員会事務局の関連部署の職員の一人一人が教育 DX にかかわることが必要です。そのため、令和 7 年 7 月には、「大阪市教育 DX 人材育成方針」が策定され、学校園の教職員等全員を教育 DX 人材と位置付け、それぞれの役割や、行動姿勢、習得すべき知識等のめざすべき人材像の基本的な考え方が示されました。私たち学校事務職員も、教育 DX 人材の一員として、子どもたちのデジタル環境の整備だけでなく、デジタル技術やデータの活用を通じた業務改善等も進めていく必要があります。

### Ⅲ 市事研の活動方針と研究課題

市事研では、平成 5 年の発足以来、「学校財務運営」は学校事務職員の専門性を必要とする大きな役割であるとし、時代に即した学校事務職員の果たすべき役割と学校事務のあり方について研究を進めてきました。そして、より高度で信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の充実に向けて、日々の研究や実践を重ね、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築へとつなげていく必要があると考えます。私たち学校事務職員には、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面における専門性を発揮しつつ学校事務の領域全般をつかさどり、責任と権限をもってその役割を果たすことがより一層求められています。

日々多様化する教育課題や児童生徒の学びの保障はもとより G I G A スクール構想や教育 DX の推進等、学校現場を取り巻く状況はめまぐるしく変化し続けています。そういった状況において学校事務職員が学校組織マネジメントにおける中核の一端を担い、多様化していく役割や複雑化していく業務に対して、個々の学校事務職員が培ってきた力量や経験を組織のなかで共有し、的確な計画性や判断力をもって学校経営に参画していくことが、これまで以上に重要となっています。

これらの目的を果たすためには、これまで積みあげてきた研究や実践などを踏まえつつ、次代の学校事務と学校事務職員のあり方について研究を進めていく必要があることから、今年度の研究課題を「次代の学校事務を探究する」とし、活動の重点として、「新たな時代に即した学校事務の研究」、「信頼に応える確かな学校事務の実践」、「組織力の向上」に取り組みます。

## 1 新たな時代に即した学校事務の研究

市事研では、学校事務職員が日常の業務において形式的に事務処理を行うだけでなく、主体的・積極的に学校経営へ参画していくことが、学校の教育目標達成に向けて求められる学校事務職員のあるべき姿と捉えて活動を進めてきました。令和5年度より全市実施となった共同学校事務室は今年度で4年目を迎え、目的であるOJTを通じた学校事務職員の人材育成や、学校事務の標準化及び効率化、学校組織マネジメント機能の強化等に成果をあげています。

学校事務の組織化により、室ごとに地域の特色や各構成校の課題に応じた取組を進めるなかで、業務の見直しや効率化が図られるとともに、相互点検や室フォルダによる業務の進捗管理等、適正かつ効果的な学校事務の標準化が図られています。

そのようななか、更に業務の円滑化や事務の効率化を進めていく一つの方法として、デジタルツールのより積極的な有効活用が挙げられます。生成AIといった人工知能の社会実装に伴い、私たち学校事務職員の業務等についても、それらを利活用することで、時間短縮や業務改善を進めるといった視点も重要となります。

市事研の活動においても、これまで積みあげてきた研究の基盤のもと、今後は更にデジタルツールの活用などを含めた、時代に即した学校事務と、学校事務を通じた学校経営への参画について、研究を進めます。

## 2 信頼に応える確かな学校事務の実践

### (1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会事務局は、令和8年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における三つの最重要目標である「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」を達成するため、それぞれの取組を相互に連携させ、教育施策全体の構造化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざすとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するために、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野と知識から学校事務の領域全般をつかさどり、学校経営に参画する必要があります。そのために必要な情報収集を行い、会員の職能形成や資質向上につながる研修の実施や資料作成などに取り組みます。

### (2) 効果的・効率的な事務の実践

より効果的・効率的に業務を行うための研究を進めるとともに、業務を適切に理解することに重点を置き、必要な研修の実施、資料の作成に取り組みます。また、過去に行った研修資料の更新作業についても適宜進めます。

### (3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上及び信頼に応える確かな学校事務の実現に向け、子どもたちを取り巻く学校現場や社会的課題を踏まえつつ、学校事務職員の専門性

を活かした実務に直結する課題について研究を進めます。また、課題についてより深く理解するために、専門的知識や経験を有する講師を招いた研修会の実施や情報提供を積極的に行います。

### 3 組織力の向上

#### (1) 会報等の積極的活用

会報の発信を通して、会員へ業務に役立つ資料や情報を提供します。また、より多くの情報を迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し、更なる内容の充実に努めます。

#### (2) 区会

区会は平成 18 年度の会則改正により、地域性や区内学校事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かい O J T ・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。平成 27 年度の大阪市学校間連携実施要綱制定、令和 5 年度からの共同学校事務室の全市実施により、学校事務の組織化が図られたことから、区会については当面休止していますが、幹事会や全事研などの資料配付及び情報共有などは引き続き行います。そして、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究・研修活動のあり方を含め、幹事会などで会員の意見集約を行います。

#### (3) 事務局・専門部活動の充実

本市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動のあり方について検討を進める必要があります。

また、会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、これまで以上に研究・研修の充実を図ることができるよう取組を進めます。

#### (4) 研究会活動を通じた人材育成

市事研活動の発展と充実を確実に次代へとつなげていくため、研究会における更なる組織強化と人材の確保が喫緊の課題となっています。

そこで、事務局・専門部活動を通じた自己研鑽と O J T、キャリア形成の実現に向けた体制の構築に努めます。

## 令和8年度 活動内容

### 1 幹事会

幹事会は、会則 11 条に基づく事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

### 2 役員会

役員会は、会則 13 条に基づき会務を執行します。

### 3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

### 4 専門部

#### ◆ 研究部

[活動テーマ及び方針]

#### (1) 次代の学校事務についての研究

より質の高い学校教育目標の達成をめざすためには、すべての学校において基礎基本となる業務が適正に行われるよう、学校事務職員全体の資質向上を図っていく必要があります。近年、教育DXの進展によりICTを活用することが「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが求められており、学校事務職員についても、生成AI等の各種デジタルツールを活用し、業務改善を行う視点が必要となっています。業務改善や効率化を進め、どのように子どもに還元していくのか、といった視点を含め、各会員の思い描く未来の形を共有し、「次代の学校事務と学校事務職員のあり方」を柱に研究を進めます。

#### (2) 学校財務運営についての研究

学校財務運営における学校事務職員の役割は非常に大きく、適正かつ効果的な財務運営に加え、昨今の働き方改革などを背景として、より効率的な財務運営についても考えていく必要があります。自律的な学校運営の確立と更なる学びの環境整備を推進していくために、学校事務職員が学校財務運営に果たす役割について研究を進めます。

#### (3) 学校事務の調査及び統計

- ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

## ◆ 研修部

### [活動テーマ及び方針]

- (1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修  
学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を実施します。
- (2) 業務能力を高める研修  
業務を正確に理解することに重点を置き、より効果的・効率的に業務を行うための研修会の企画及び資料作成に取り組みます。
- (3) 今日的課題等に関する研修  
子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題に対処できるようにするため、専門的な知識や経験を有する講師を招いた研修会を実施します。
- (4) 実務における技能や知識を高める研修  
会報やホームページを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

## 5 第31回大阪市立小中学校事務研究大会

市事研研究大会は、会員の研究及び研修の場として定着しています。

第31回大阪市立小中学校事務研究大会の成功に向けて取り組み、研究大会実施規程に基づき、9月29日（火）に実施する予定です。

## 6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (5) その他

## 令和8年度 会計予算（案）

令和8年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

### 1 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明
会 費	608,000	1,000円×608名
補 助 金	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金
研 究 大 会 資 料 代	5,000	研究大会資料代(追加分)
前 年 度 繰 越 金	443,573	
雑 収 入	3	銀行預金利息等
合 計	1,256,576	

### 2 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	説 明						
報 償 費	172,000	研修会等講師等謝礼						
需 用 費	76,096	運営・活動用消耗品等						
		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事務局</td> <td style="text-align: right;">65,096 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究部</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研修部</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究大会</td> <td style="text-align: right;">1,000 円</td> </tr> </table>	事務局	65,096 円	研究部	5,000 円	研修部	5,000 円
事務局	65,096 円							
研究部	5,000 円							
研修部	5,000 円							
研究大会	1,000 円							
	380,000	研究集録等印刷						
運 営 費	5,000	政令指定都市研会議費、渉外費						
役 務 費	20,000	通信運搬費						
	99,000	研修会手話通訳料						
使 用 料	115,200	研究大会・実務研修会等会場使用料						
	39,600	ホームページサーバー料等						
負 担 金	105,000	全事研会費、府事研会費、政令指定都市分担金等						
旅 費	244,680	全事研評議員会、政令指定都市研会議交通費等						
予 備 費	0							
次 年 度 繰 越 金	0							
合 計	1,256,576							

## 令和 8 年度 事業・活動計画表

月	事業・活動内容（概要）
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 8 年度 事業計画の立案</li> <li>・ 令和 8 年度 会計予算の立案</li> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会</li> <li>・ 令和 8 年度総会 5 月 29 日（金）大阪市立港区民センター</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事会</li> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局会、専門部会</li> <li>・ 研究大会実行委員会</li> </ul>
8	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 31 回大阪市立小中学校事務研究大会 9 月 29 日（火）大阪市立港区民センター</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局会、専門部会</li> <li>・ 研究大会実行委員会</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務研修会</li> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
12	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局会、専門部会</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹事会</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局会、専門部会</li> <li>・ 令和 8 年度活動の総括</li> </ul>

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

# 大阪市立小中学校事務研究会会則

制 定 平成5年3月2日  
最近改正 令和4年5月27日

## 前文

本会は、大阪市立小学校事務研究会並びに大阪市立中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

## 第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

## 第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する事務職員並びに学校運営支援センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

## 第4章 機 関

第7条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第8条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第9条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会につぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 4 天災その他の理由により、総会または幹事会が集合形式で実施できない場合、役

員会は、通常の議決に代えて、書面による議決を行うことができる。なお、この場合における本条各項の規定の適用については、書面表決を行った構成員を出席員とみなす。

## 第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

## 第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

事 務 局 長 1名

事務局次長 2名

研 究 部 長 1名

研 修 部 長 1名

第20条 役員の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整・本会の会計業務を処理する。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員の任期は、総会より翌年の総会までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

## 第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

## 第8章 事務局

第27条 本会には、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。

3 事務局は、役員のおすすめにより事務局員を若干名置く。

4 事務局員は、会長が委嘱する。

5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。

第28条 事務局は、次の業務を行う。

1 本会の事務の総括及び整理

2 組織実態の把握

3 会務の記録及び保存

4 関係機関・団体との連携

5 会の内外への広報活動

6 その他必要な事項

## 第9章 専門部

第29条 本会には、次の専門部を置く。

研究部

研修部

第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。

第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。

2 部員は、会長が委嘱する。

3 副部長は、部長が指名する。

4 副部長は、部長を補佐する。

5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。

第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。

1 職務の研究

2 事務改善研究

3 学校事務の調査・統計

4 その他部の目的達成に必要な活動

第33条 研修部は、次の事業を行う。

1 研修計画の検討及び立案

2 研修会の立案及び実施

3 その他部の目的達成に必要な活動

## 第10章 区 会

- 第34条 本会は、行政区に区会を置く。
- 第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。
- 第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。
- 2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

## 第11章 会 計

- 第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第39条 会計規程は、別に定める。

## 第12章 付 則

- 第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。
- 第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。
- 付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。
- この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。
- この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。
- この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。
- この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。
- この会則は、平成29年5月26日に一部改正し、平成29年5月26日より施行する。
- この会則は、令和4年5月27日に一部改正し、令和4年5月27日より施行する。

## 大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会(以下、「研究大会」という。)を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。  
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- |         |                    |
|---------|--------------------|
| 役員会     | 2名(内1名は、研究大会担当副会長) |
| 事務局・専門部 | 各1名                |
| 会員      | 若干名                |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関するすべての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
  - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
  - 3 大会運営に関すること
  - 4 大会記録に関すること
  - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

## 役員等選出規程

- 第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。
- 第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。
- 第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。
- 2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。
- 3 委員の互選により委員長を1名置く。
- 第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。
- 第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。
- (1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。
- (2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。
- (3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。
- 第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。
- 第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。
- 第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。
- 第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。
- 付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

## 会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- |            |         |             |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書      | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿    | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書     |
| 7 その他必要な書類 |         |             |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。